

身体的拘束適正化のための指針

株式会社ライフユニット

児童デイサービス・アニマートくれよん

児童デイサービス・アニマートはすてる

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念：身体的拘束の原則禁止

本施設は、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も拘束の解除に向けて取り組みを行います。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

①利用児童一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。

②管理者・児童発達支援管理責任者をはじめ、社員全員が率先して施設内外の研修に参加し、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。

③それぞれの利用児童の「居心地のいい環境」についてご本人、ご家族と話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束適正化検討委員会等事業所内組織に関する事項

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。委員会は3ヵ月に一度以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

統括管理者(委員会の招集/記録)

児童デイサービス・アニマートくれよん管理者

児童デイサービス・アニマートぱすてる管理者

(3) 委員会の検討項目

① 前回の振り返り

② 伝達研修・事業所内研修の報告(特定案件についての意見交換・事例検討を含む)

③ 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

④ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑤ 今回の議論のまとめ・共有

⑥ 次回委員会日程の確認

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容について議事録を作成し、委員会の結果について、全職員に周知徹底します。

3 身体的拘束等適正化のための職員研修に関する事項

身体的拘束等適正化のため全職員に対し年 4 回以上の定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

4 事業所内で発生した身体的拘束等の報告に関する事項

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※参考様式「緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察記録」

5 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

身体拘束があったかどうか、身体拘束に含まれるか判断が曖昧な行動があったかどうかなどを身体的拘束適正化委員会で検討し、不適切なものは実施しないこととします。身体拘束等の必要性を委員会で判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間

・特記すべき心身の状況

・拘束開始及び解除の予定

※参考様式「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」

6 本指針の閲覧

本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、ホームページへ掲載します。

令和6年1月1日